

# 自律的な管理の進め方

— 洗剤を例として —

労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センター  
特任研究員 伊藤 昭好



# 化学って苦手なんだけど..

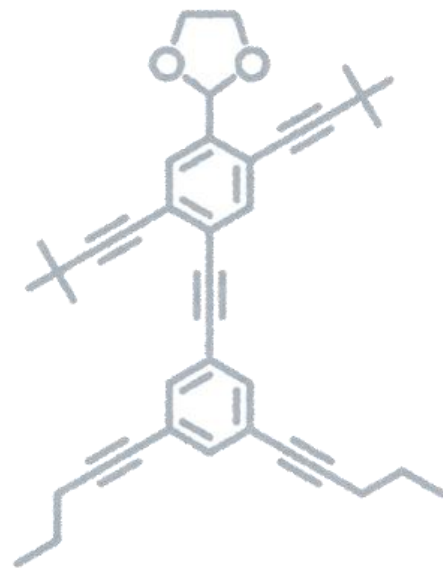


## 大丈夫!



OK!

化学のことが  
分からなくても  
できるよ

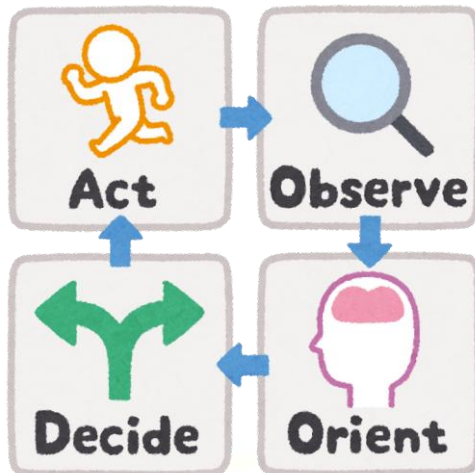


# 化学物質ってなんだか怖そう・・・



## 大丈夫!

正しく知って  
自ら考えて  
行動することが  
安心の近道です





職場で使う「消毒液」も

換気をせずにトイレ清掃中に洗剤を使ってフッ化水素中毒に

化学物質を用いた「洗浄、清掃、漂白」も

美容院で使う「毛染め剤」も

美容院で毛染め剤を素手で使って皮膚にかぶれ

職場で使う「消毒液」も

令和6年4月から、職場で使う身近な商品や製品にも化学物質管理が必要になります。

職場で使っている「化学製品」管理の準備すすめてますか？

でも、安心してね!

「ケミガイド」がご案内します

食品加工の「洗浄剤」も

飲食店の「漂白剤」も

工業用の「接着剤」も

印刷会社の「染色剤」も

職場で使う「カビ取り用洗剤」も

施設の壁清掃に原液のままカビ取り用洗剤を使って呼吸困難に

職場の「塗料」も

職場で使う「さび止め」も

殺虫剤が散布作業中に不十分な保護具で体に付着し有機リン中毒に

建設現場の「接着剤」も

労働安全衛生法の政省令改正により令和6年4月から化学物質管理が変わります。



# 職場の化学物質管理が変わります

化学物質への理解を高め、自律的な管理を基本とする仕組みへ

事業者が実施すること



## 新着・更新履歴

- 2023/9/29 情報提供 【改正省令】「労働安全衛生規則の一部を改正する省令」(令和5年厚生労働省令第121号) が発出されました。
- 2023/9/29 情報提供 【改正省令等の施行通達】労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について(令和5年9月29日付け基発0929第1号) が発出されました。



# なぜ改正が行われたか

- 化学物質管理の国際的な潮流からの遅れ
- 重篤災害の発生、労働災害件数の高止まり
- 小規模事業場対策の遅れ



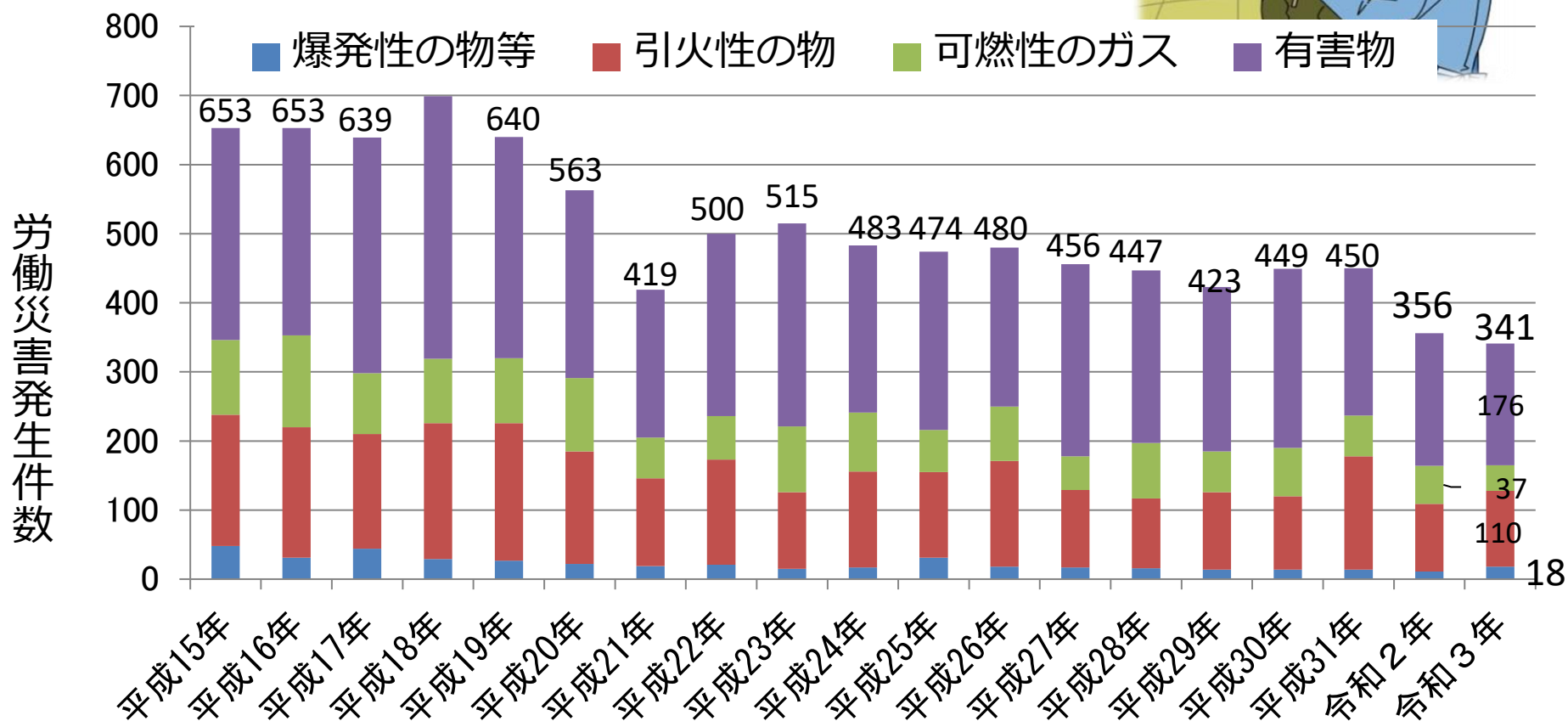
- 特別規則(123物質)を基本とした化学物質管理の限界(特別規則: 特化則、有機則、鉛則、粉じん則等)



根本的な原因は何か？

# 化学物質に起因する労働災害(休業4日以上・起因物別)

危険物・有害物（主に化学物質）に起因する労働災害は年間400件程度発生している



資料出所：労働者死傷病報告



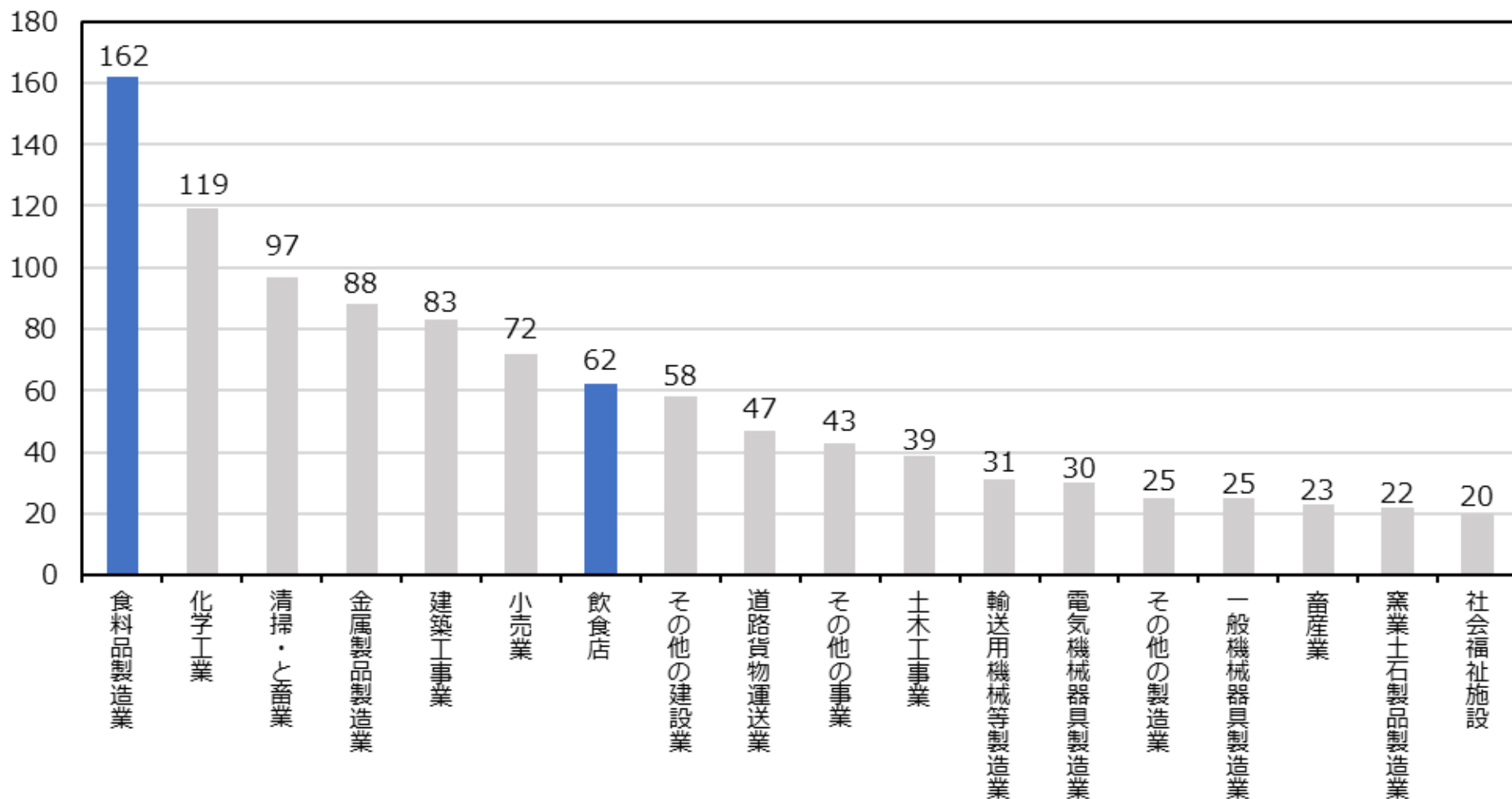


# 化学物質による健康障害

＜平成30年の労働者死傷病報告のうち、事故の型が「有害物等との接触」であるもので、その起因物が化学物質であるものを、原因物質別、障害内容別に集計したものと＞

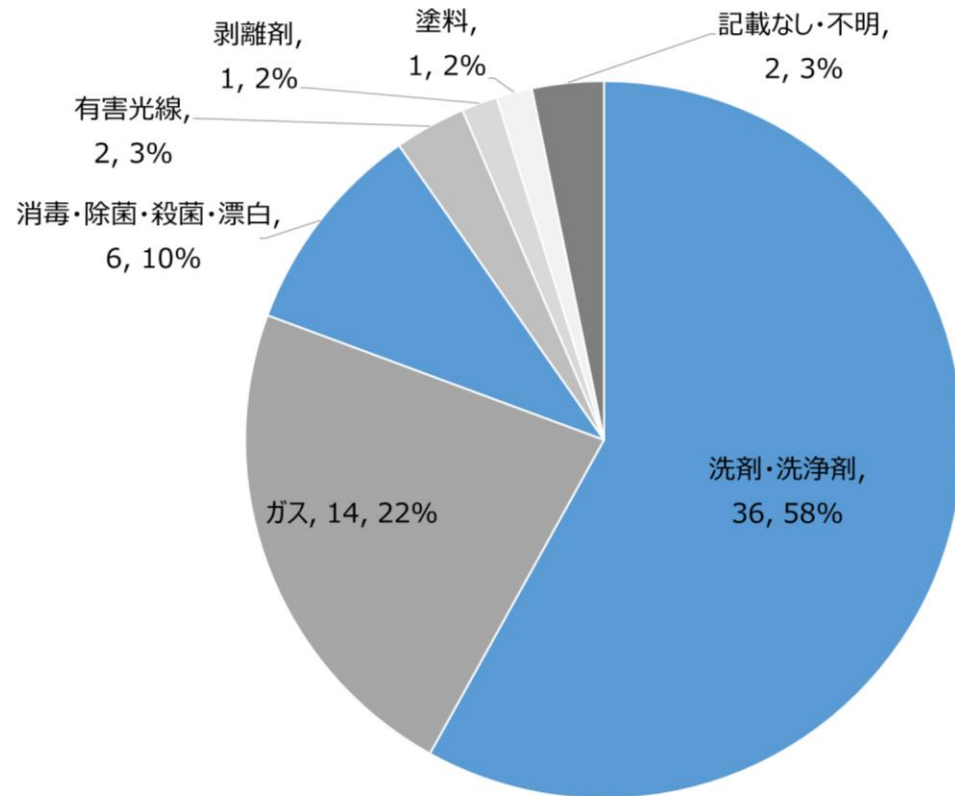
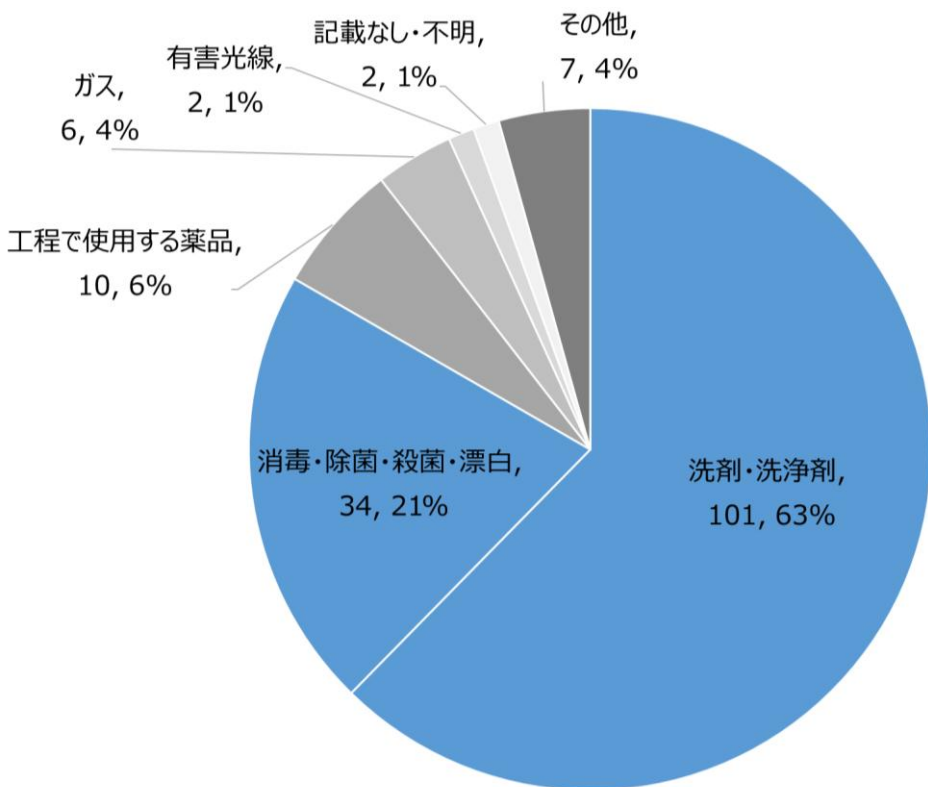
	件数	割合	障害内容別の件数		
			吸入・経口による中毒、障害	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質 (123物質)	77	18.5%	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特定化学物質	47	11.3%	19	12	24
有機溶剤	28	6.7%	17	6	10
鉛	2	0.5%	2	0	0
四アルキル鉛	0	0%	0	0	0
特別規則以外のSDS交付義務対象物質	114	27.4%	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象外物質	63	15.1%	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できていないもの	162	38.9%	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416		68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)



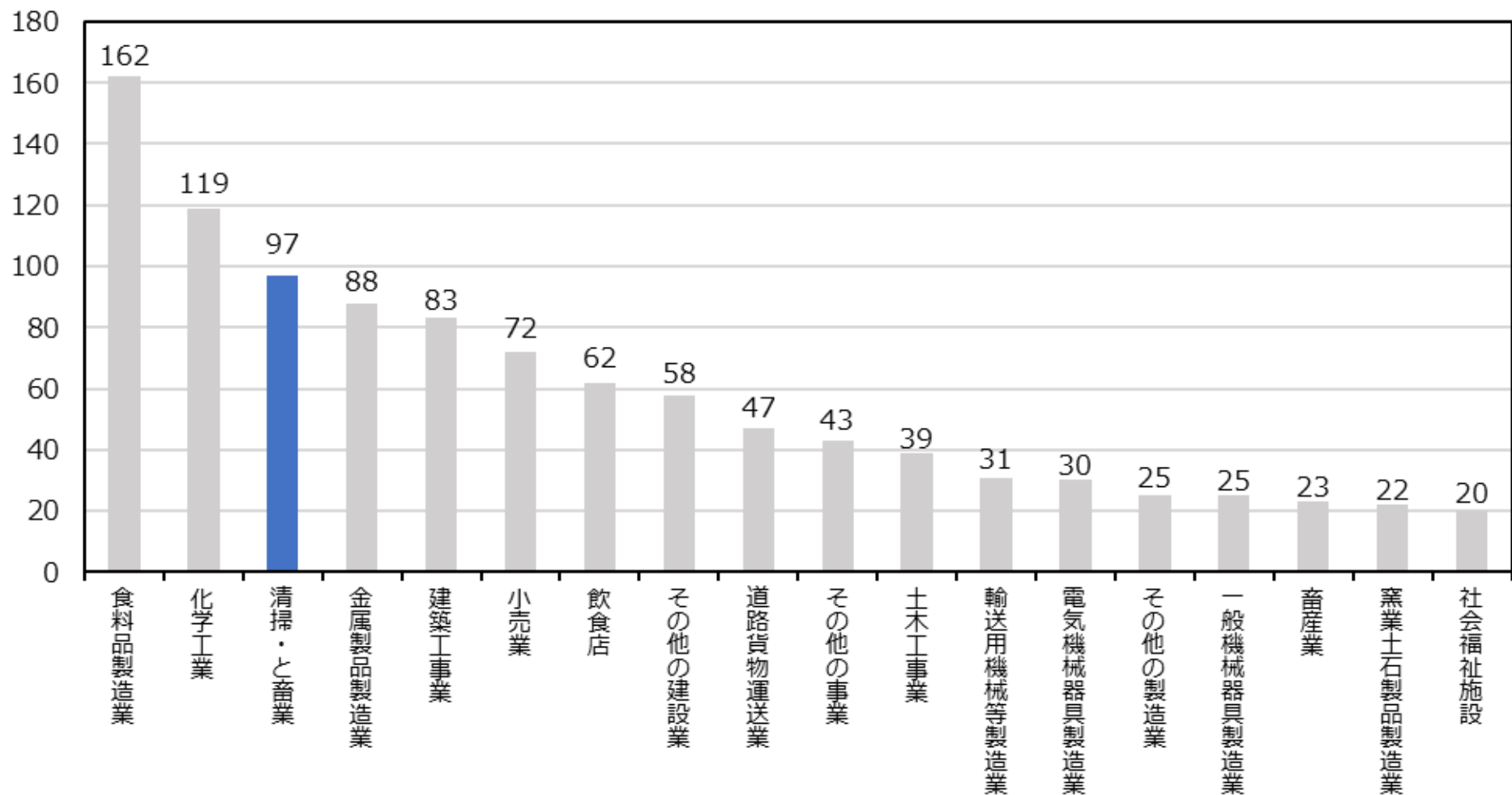


## 化学物質に起因する労働災害の業種別発生状況

「有害物等との接触」により生じた労働災害（令和元年～令和3年、1,229件）

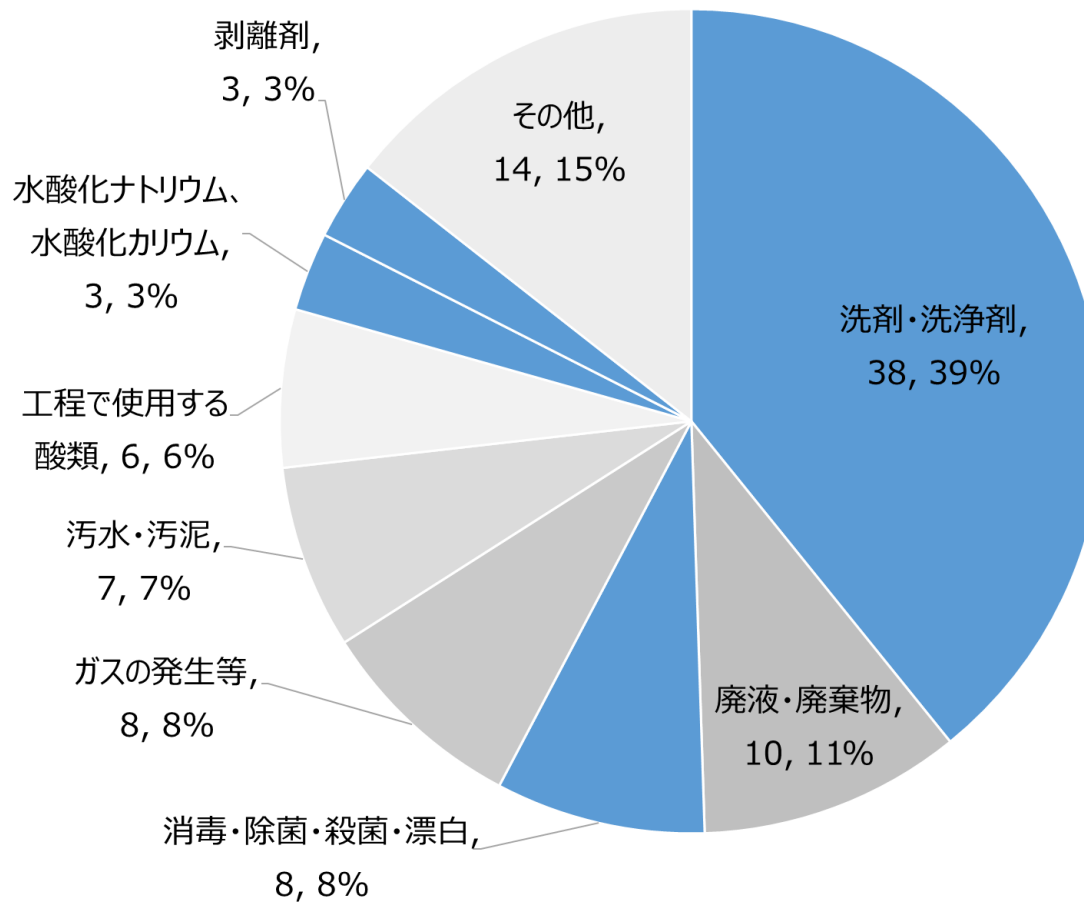


食料品製造業（左図）及び飲食店（右図）における労働災害発生状況



## 化学物質に起因する労働災害の業種別発生状況

「有害物等との接触」により生じた労働災害（令和元年～令和3年、1,229件）



## 清掃・と畜業における労働災害発生状況



# 洗剤に起因する災害(令和元年)

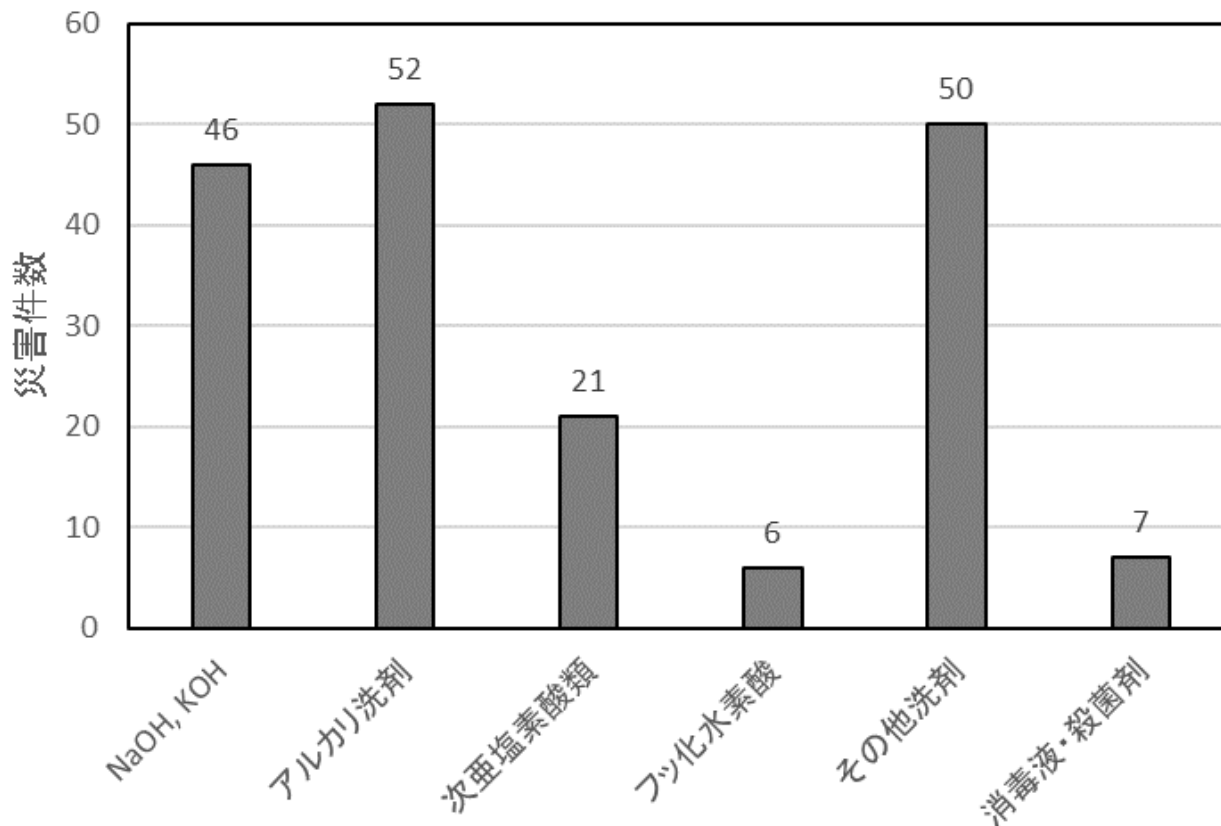


図3-2 洗剤等に起因する災害

- 有害物による災害445件のうち182件は、酸・アルカリ等の洗剤と洗浄や殺菌に使用するもの
- 洗浄に使用する水酸化ナトリウムや水酸化カリウム溶液と強アルカリの洗剤への接触による災害事例が全体の約半数
- アルカリとの接触では休業期間が長い傾向
- アルカリ洗剤の使用業種は食品製造業と飲食業、商業施設内の厨房に偏っており、油やタンパク汚れの清掃時に災害が発生

# 食品製造業・飲食店における洗剤の災害事例

## ➤ 移し替え、希釈時に洗剤が跳ねた事例

タンク洗浄用の液体アルカリ洗剤補充のため、重さ20kgのアルカリ系洗剤を持って床から50cm上部にある容器に補充する際、アルカリ系洗剤が少し勢い付いた時に跳ねた洗剤が右足の靴に入り受傷した。別の事例では、飲食店において、シンクで客席清掃に使用する薬剤の補充をするために、アルカリ系洗剤を希釈しようとして、アルカリ系洗剤の原液が手にかかり、左手甲に火傷を負った。

## ➤ 希釈後の洗剤を誤飲した事例

被災者本人が水分補給のため飲み物を飲もうとしたが、ウォータージャグが交換中であったため、飲み物設置場所から後方3mにある製氷機近くのタンクに入った洗剤のcockを開け希釈済みの洗剤を飲み物と勘違いをして洗剤を誤飲した。

## ➤ 手袋と衛生服の隙間から接触し災害になった事例

製造機械をアルカリ性の薬品を水で薄めた液体の溜まっているシンクから取り出す作業を繰り返し行っていた時に手袋とアームカバーの隙間から液体が入り、作業服の下の衣服を伝って皮膚に浸透し、時間の経過と共に左手首と右手首から右肘にかけてひどく火傷した。

## ➤ スポンジで作業していて、腕に付着した事例

工場内焼成室において、作業用手袋を着用し、アルカリ系洗剤の10倍希釈液でオープン清掃を行うために頭上にスポンジを上げた際、洗剤が作業服右手首に多量に付着し、化学火傷を負った。

## ➤ 洗剤散布時に足に付着した事例

製造機械を洗浄する際に、苛性ソーダをホースでかけていた。その後、水をかけるのだが、苛性ソーダから水にホースを切替える際に、苛性ソーダを出していたため、右足にかかり、長靴まで入って負傷した。

## ➤ 調理器具洗浄時に洗剤が目に入った事例

店内調理場にて熱い状態の野菜炒め機を洗浄しようと、洗剤をポンプに直接入れたとき、跳ねた洗剤が左目に入り負傷した。別の事例では、食料品製造業において、炒める機械を洗浄する際、本来は前掛け着用、機械を冷ました状態で洗剤を投入すべき所、前掛けの着用なし、機械を冷まさない状態で薬剤を投入したため熱によって弾け飛んだ薬剤が右足の長靴中に入り火傷した。

# ビルメンテナンス業における洗剤の災害事例

## ➤ 移し替え時に洗剤が跳ねた事例

店内清掃作業中、液体のアルカリ性洗剤の補充をする為、高さ約1m以上の棚の上に置いてある18L入りの洗剤容器をから4L容器に移し替える際、18L容器のコックが外れて洗剤が漏れ腹部右側、右脚、右手前腕部にかかり負傷した。別の事例では、同じく清掃と畜業において、トイレ洗剤（除菌消臭クリーナー酸性、塩化水素約10%）をタンクから小分け容器に詰め替える際に、洗剤が跳ねて目に入ってしまった。

## ➤ 保護具の隙間から接触した事例

薬剤を用いて建物外壁を清掃中、着用していた保護具のすき間から薬剤が侵入し右前腕に付着してしまい、薬傷をした。

## ➤ 設備上部の洗浄作業中に腕に付着した事例

食堂厨房内のダクト等を清掃時、アルカリ性洗剤を塗布しウエスで拭き上げを行っていた際に垂れてきた洗剤が両腕にかかり皮膚がただれた状態になってしまった。

## ➤ 広域への洗剤塗布時に接触した事例

乗り物のワックス剥離時、ワックスをはがす作業に使用したアルカリ性洗剤をじょうろで散布していたところ、じょうろの給水口から誤って長靴内に溢してしまった。また、同じく清掃・と畜業において、ビル地下通路でワックス剥離を行っている際に、剥離剤を塗布した床で転倒し、アルカリ性剥離剤が背中にしみて肩甲骨周辺に火傷を負った。

## ➤ ブラシを用いて洗浄中に目にはねた事例

トイレの尿石をとるためブラシで擦っていたところ、飛び散った薬品が右目に入ってしまった。

## ➤ 酸性洗剤と塩素系洗剤を混合し塩素ガスを発生してしまった事例

トイレ清掃作業の際、洗浄コーナーの棚に置かれていたバケツ内にあった、同一ラベルが貼付された外見が同一の容量の多い別の容器に移し替えた。その際、多量の泡と強い臭気が発生したため、直ちに内容物を流しに捨て、窓を開けて換気を行ったが、その後、胸が苦しくなった。病院で受診した結果、塩素ガス中毒と診断された。

# 事業場の労働者数と化学物質に起因する災害発生の割合

労働者数(人)	事故の型	
	爆発・火災・破裂	有害物との接触
500 以上	2.8 %	4.8 %
100～499	9.6 %	<u>23.3 %</u>
50～99	6.7 %	12.0 %
30～49	10.1 %	13.3 %
10～29	<b>41.0 %</b>	<b>26.2 %</b>
1～9	<b>29.8 %</b>	<b>20.4 %</b>
計	100 %	100 %

(2019年度 労働者死傷病報告)



# 中小企業における化学物質管理の状況

企業規模が小さいほど、法令順守状況が不十分な傾向にあり、労働者の有害作業やラベル、SDSに対する理解度が低い

企業規模	特殊健康診断 (実施率)		作業環境測定 (実施率)		リスク アセス メント (実施率)
	有機溶剤	特定化学 物質	有機溶剤	特定化学 物質	
5,000人 以上	62.5%	84.8%	97.7%	97.3%	59.6%
1,000～ 4,999人	37.0%	68.4%	95.8%	96.9%	62.5%
300～ 999人	49.6%	75.7%	95.6%	96.5%	53.6%
100～ 299人	63.5%	67.8%	90.4%	94.6%	40.8%
50～99人	65.5%	71.5%	84.3%	96.2%	52.4%
30～49人	52.1%	41.3%	74.7%	70.1%	30.1%
10～29人	52.2%	52.2%	63.3%	75.7%	29.4%

企業規模	有害業務 に従事し ている認 識がある 割合	有害業務 に関する 教育又は 説明を受 けた経験 がある割 合	SDSが どのよう なものを 知ってい る割合	ラベルが どのよう なものを 知ってい る割合
5,000人 以上	73.4%	66.2%	76.7%	61.7%
1,000～ 4,999人	72.1%	59.7%	74.2%	58.3%
300～ 999人	74.4%	48.4%	65.7%	51.2%
100～ 299人	71.3%	55.9%	48.9%	41.1%
50～99人	56.4%	50.1%	39.8%	34.1%
30～49人	59.7%	40.5%	32.8%	28.3%
10～29人	52.5%	37.7%	35.6%	26.5%

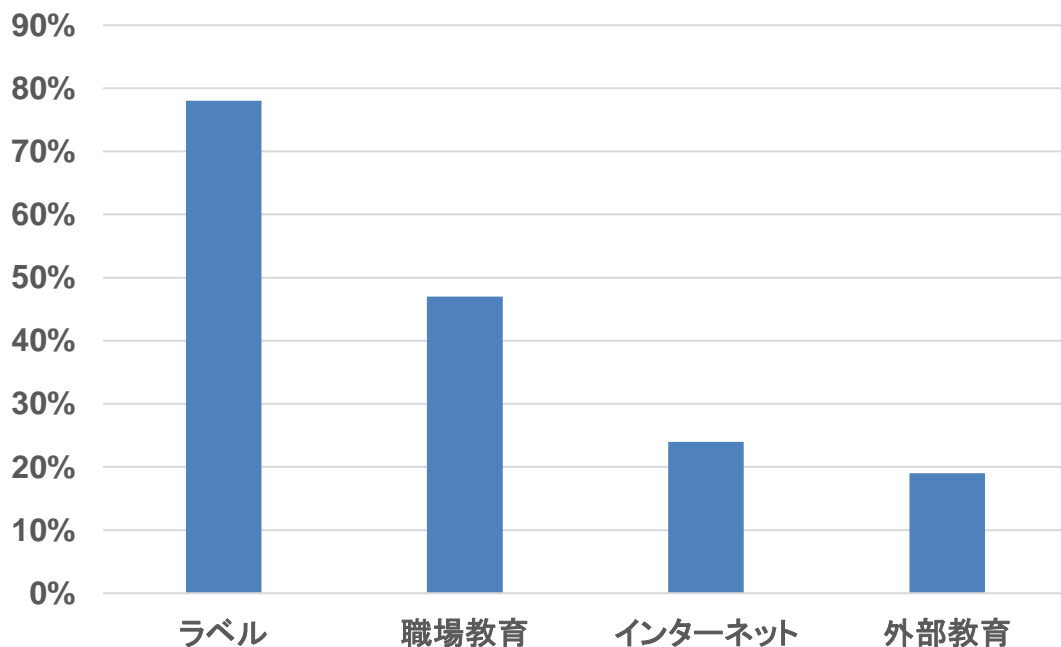
(出典:平成30年労働安全衛生調査(実態調査)、平成26年労働環境調査)

# 50人以下事業場の労働者に対するアンケート結果

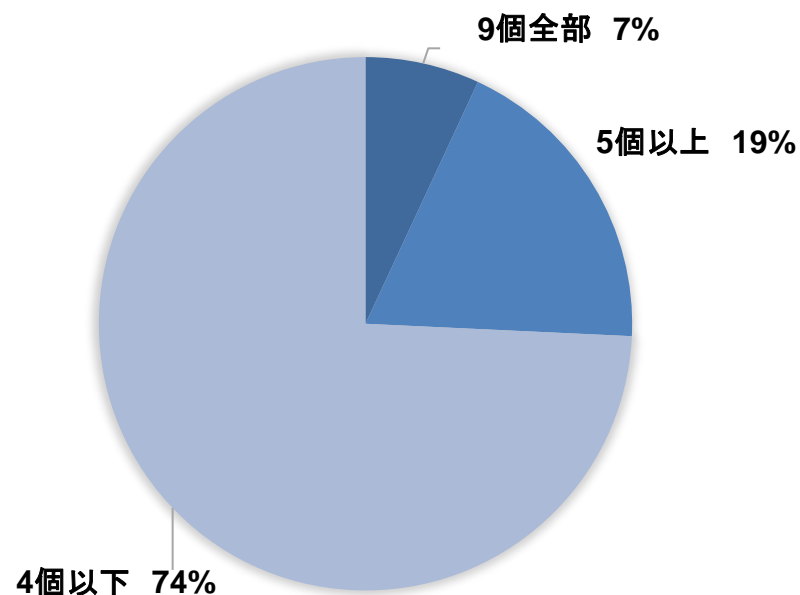
(2020年12月 労働安全衛生総合研究所)

(調査対象者数1,000人)

### 取扱い化学物質の危険性・有害性を知る手段



### いくつのGHS絵表示の意味が分かるか

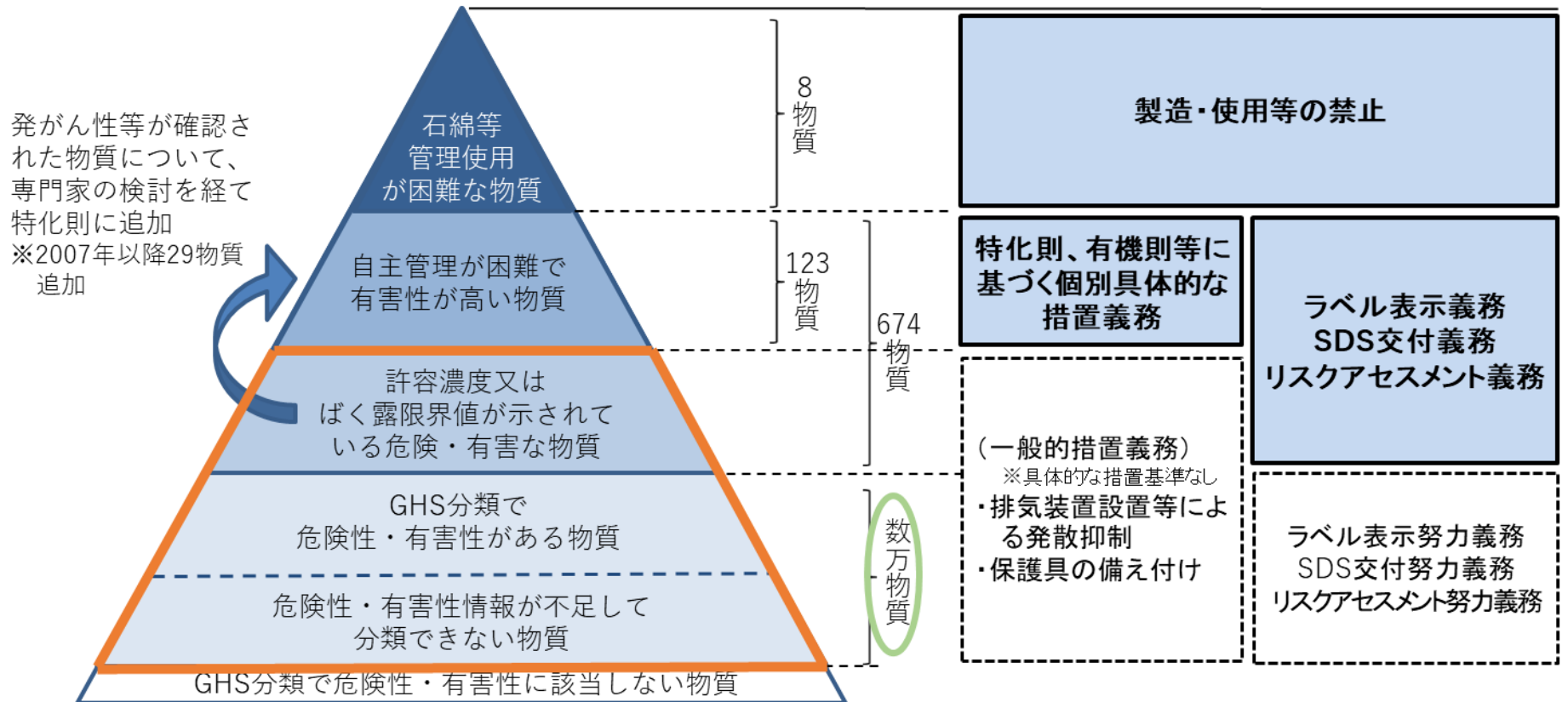


ラベルが危険性・有害性を知る重要な手段ではあるものの  
ラベルの内容が理解されていない？

# 根本的な問題及び問題解決のポイント

- 日本では化学物質の危険性・有害性を伝えるシステムが整備されなかった
- 危険性・有害性がわからなければ化学物質を安全に取扱うことはできない
- 危険性・有害性を伝える化学物質の数を段階的に増加させることにした
- 一方、増加する化学物質に対して特別規則（有機則、特化則等）と同様な措置義務をかけることは不可能である
- 膨大な数の化学物質管理は事業者の裁量に委ねるのが合理的である
- すなわち労働者との化学物質の危険性・有害性情報の共有に基づいた、事業者の選択によるリスクアセスメントシステムの構築が改正目的である

# 従来の化学物質規制の仕組み





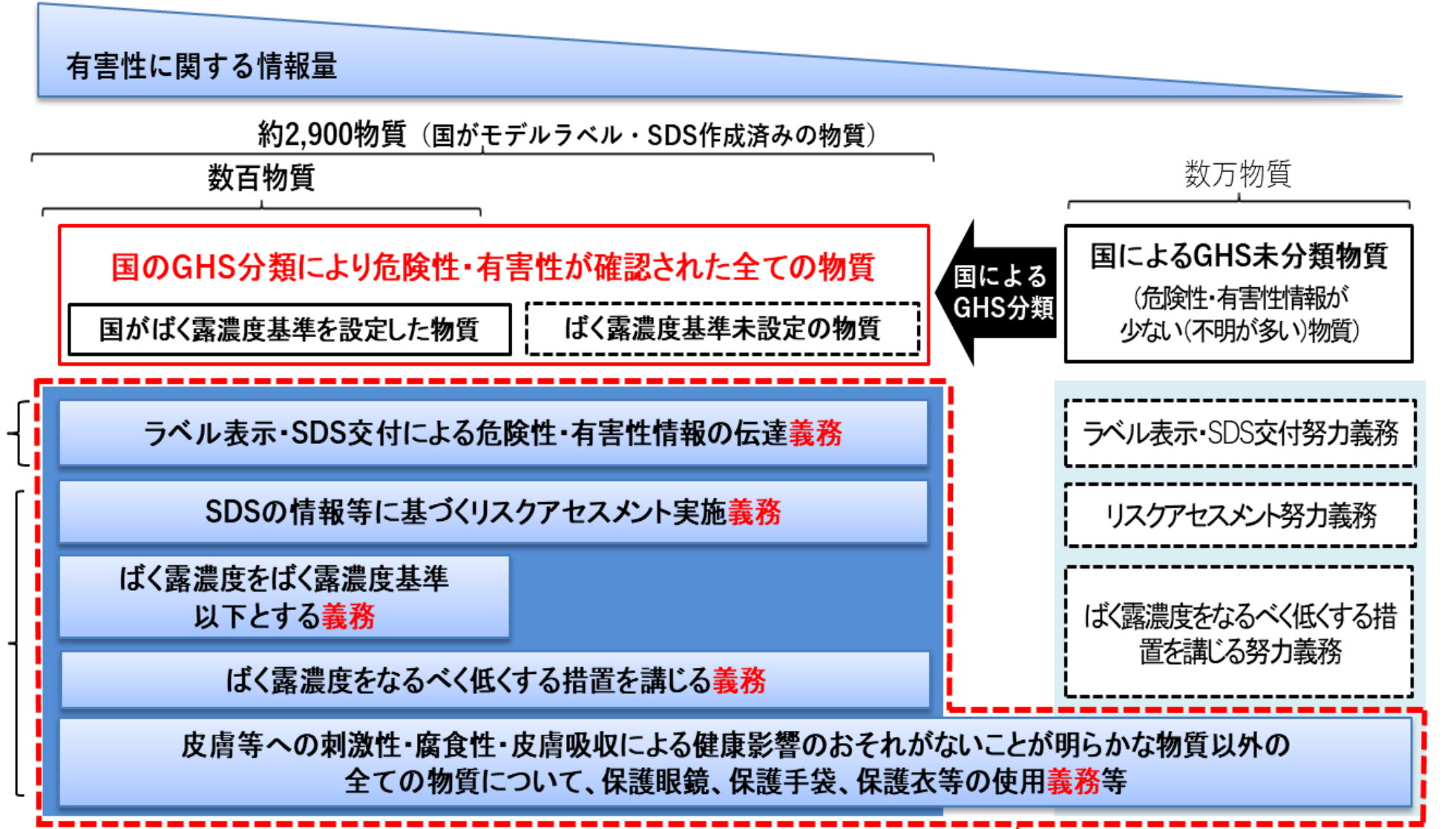
# 今回の改正の要点

- 労働者の化学物質の危険性・有害性への理解を高める
- 事業者がリスクアセスメントに基づき自律的な管理を行う

上記について法令が十分整備されてこなかった

➡ 広範な法令改正が行われた

# 見直し後の化学物質規制の仕組み



事業者措置義務がかかる範囲

# 新たな化学物質規制項目

	項目及び根拠法令
情報伝達の強化	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加（法第57条、法第57条の2、令別表第9）
	SDS等による通知方法の柔軟化（則第24条の15第1項、則第24条の15第2項、則第34条の2の3、則第34条の2の5第3項）
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新（則第24条の15第2項、則第34条の2の5第2項）
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化（則第34条の2の4、則第34条の2の6）
	事業場内別容器保管時の措置の強化（則第33条の2）
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大（令第9条の3第2号）
リスクアセスメント関連	ばく露を最小限度にすること（則第577条の2第1項、則第577条の3）
	ばく露を濃度基準値以下にすること（則第577条の2第2項）
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録の作成・保存、周知（則第577条の2第10項～第12項）
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止（努力義務）（則第594条の3）
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止（義務）（則第594条の2）
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成・保存（則第34条の2の8）
	リスクアセスメントの実施時期（則第34条の2の7第1項）
	リスクアセスメントの方法（則第34条の2の7第2項）
	化学物質労災発生事業場等への労働基準監督署長による指示（則第34条の2の10）

# 新たな化学物質規制項目（続き）

	項目及び根拠法令
実施体制の確立	化学物質管理者の選任義務化（則第12条の5）
	保護具着用管理責任者の選任義務化（則第12条の6）
	雇入れ時等教育の拡充（則第35条）
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大（令第19条）
	衛生委員会付議事項の追加（則第22条第11号）
健康診断関連	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等（則第577条の2第3項～第10項）
	がん原性物質の作業記録の保存、周知（則第577条の2第11項）
	化学物質によるがんの把握強化（則第97条の2）
特化則等関連	管理水準良好事業場の特化則等適用除外 （特化則第2条の3、有機則第4条の2、鉛則第3条の2、粉じん則第3条の2）
	特殊健康診断の実施頻度の緩和 （特化則第39条第4項、有機則第29条第6項、鉛則第53条第4項、四アルキル鉛則第22条第4項）
	第三管理区分事業場の措置強化 （特化則第36条の3の2、同第36条の3の3、有機則第28条の3の2、同第28条の3の3、鉛則第52条の3の2、同第52条の3の3、粉じん則第26条の3の2、同第26条の3の3、石綿則第38条第3項、同第39条第2項）

# 事業者が実施すること(「職場の化学物質管理 ケミサポ」より)

## STEP 1 取り扱い化学物質を把握しましょう

- 1-1. こんな製品や化学物質を使っていますか？
- 1-2. 取扱い物質をリストアップ
- 1-3. リスクアセスメント対象物に該当するか確認
- 1-4. その他の確認すべきこと

## STEP 2 体制の整備

- 2-1. 化学物質管理者の選任
- 2-2. 保護具着用管理責任者の選任
- 2-3. 社内の周知・啓発

## STEP 3 リスクアセスメントの実施

## STEP 4 その他の4つのポイントを確認

- 4-1. 労働者への教育
- 4-2. ラベル表示、SDS交付
- 4-3. がん原性物質への対応
- 4-4. 有害性等の表示
- 4-5. 労働災害時の対応

# 事業者が実施すること(「職場の化学物質管理 ケミサポ」より)

## STEP 1 取り扱い化学物質を把握しましょう

- 1-1. こんな製品や化学物質を使っていますか？
- 1-2. 取扱い物質をリストアップ
- 1-3. リスクアセスメント対象物に該当するか確認
- 1-4. その他の確認すべきこと

## STEP 2 体制の整備

- 2-1. 化学物質管理者の選任
- 2-2. 保護具着用管理責任者の選任
- 2-3. 社内の周知・啓発

## STEP 3 リスクアセスメントの実施

## STEP 4 その他の4つのポイントを確認

- 4-1. 労働者への教育
- 4-2. ラベル表示、SDS交付
- 4-3. がん原性物質への対応
- 4-4. 有害性等の表示
- 4-5. 労働災害時の対応



危険性・有害性に関する情報が無ければ、  
予防措置はできない！  
労働者との情報共有が最も大切！



自律的な管理のための前提  
取扱い者が危険性・有害性を知っていること

# 危険性・有害性に関する表示(ラベル・SDS)制度

- 欧州の規則では、化学品の危険性・有害性を調査して、その結果をラベルに記載しなければ市場に出せない(1970年代には施行)
- 米国には「危険有害性周知基準」があり、労働者には危険性・有害性を伝えなければならない(1980年代に施行)
- 欧米では法で規制する必要があると認識されている
- 以前は世界統一的なシステムはなかった  
(ただし、国連危険物輸送勧告は1950年代に制定)

 GHSの策定(2003年、国際連合)

# GHSとは

Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals  
化学品の分類および表示に関する世界調和システム

- 化学物質の危険性・有害性を世界統一の基準で分類し、その結果をラベルやSDSで伝達するシステム(国連2003年)

## 【GHSの適用範囲】

- 全ての危険有害(物理化学的危険性、健康有害性、環境有害性)な化学品(純粋な化学物質、その希釈溶液、化学物質の混合物) ただし、物品は除く
- 医薬品、食品添加物、化粧品、食品中の残留農薬等はラベルの対象物質から除く(工場などの生産ラインは適用範囲)
- 情報伝達の対象は、労働者、消費者、輸送関係者、緊急時対応者など



爆発物  
自己反応性  
有機過酸化物



可燃性/引火性  
エアゾール  
加圧下化学品  
自己反応性  
自然発火性  
自然発熱性  
有機過酸化物



酸化性



高圧ガス  
加圧下化学品



金属腐食性  
皮膚腐食性  
眼に対する重篤な損傷性



水性環境有害性



急性毒性  
(高毒性)



変異原性  
発がん性  
生殖毒性  
呼吸器感作性  
特定標的臓器毒性  
誤えん有害性



急性毒性(低毒性)  
皮膚刺激性  
眼刺激性  
皮膚感作性  
特定標的臓器毒性  
オゾン層への有害性

GHS絵表示(ピクトグラム)

# ラベル表示・文書(SDS)交付対象とならないもの

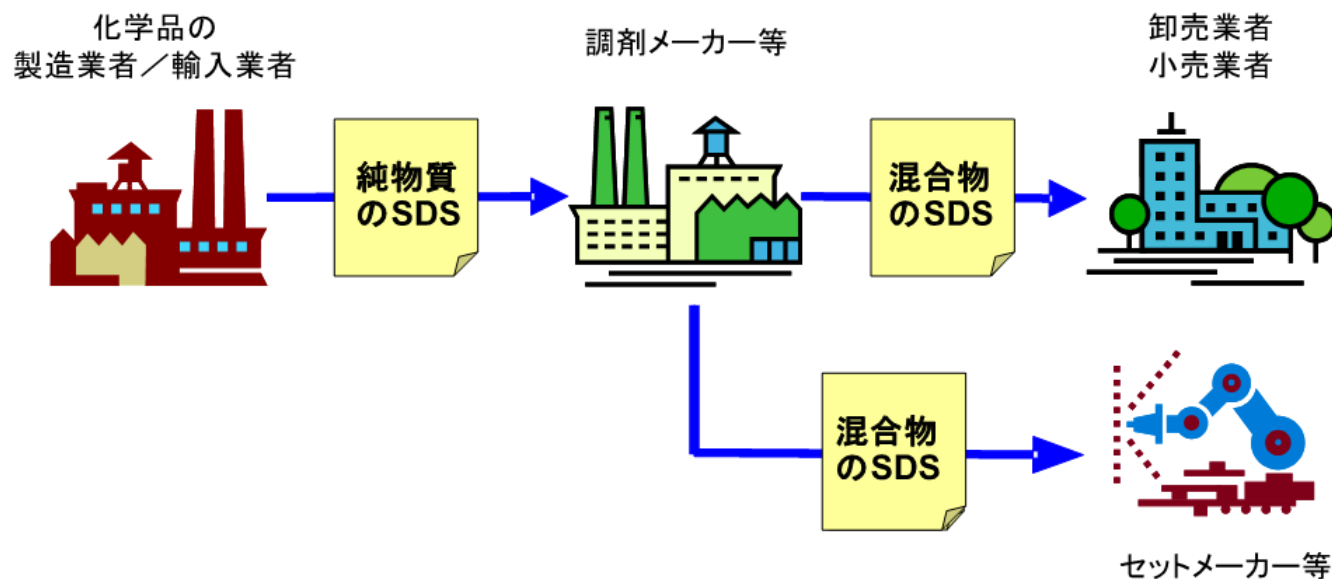
## 一般消費者の生活の用に供される製品等は

### 除かれる

- ✓ 医薬品医療機器法に定められている医薬品・医薬部外品および化粧品
- ✓ 農薬取締法に定められている農薬
- ✓ 労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- ✓ 対象物が密封された状態で取り扱われる製品
- ✓ 一般消費者のもとに提供される段階の食品

# SDS (Safety Data Sheet : 安全データシート)

- SDSとは、化学品の安全な取り扱いを確保するために、化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書のことです。
- 事業者間で化学品を取引する時まで提供し、化学品の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を、供給者側から受け取り側の事業者へ伝達するためのものです。
- SDSは、これらの化学品を使用して作業をする労働者等にとって、取り扱い時等において、非常に有益な情報伝達ツールとなります。
- GHSにおいては、次の16項目の情報を、この順番どおりに記載することになっています。
- 日本国内では、JIS Z 7253「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート (SDS)」に、SDSの記載項目等が規定されています。





## SDSの記載項目

- |                |               |
|----------------|---------------|
| 1. 化学品及び会社情報   | 9. 物理的及び化学的性質 |
| 2. 危険有害性の要約    | 10. 安定性及び反応性  |
| 3. 組成及び成分情報    | 11. 有害性情報     |
| 4. 応急措置        | 12. 環境影響情報    |
| 5. 火災時の措置      | 13. 廃棄上の注意    |
| 6. 漏出時の措置      | 14. 輸送上の注意    |
| 7. 取扱い及び保管上の注意 | 15. 適用法令      |
| 8. ばく露防止及び保護措置 | 16. その他の情報    |

# SDSからわかること

項目	わかること
2項 危険有害性の要約	<ul style="list-style-type: none"> <li>ラベルと同じように読み取ればよい</li> <li>SDSにおいて、GHS分類は区分も明確に記載されている</li> </ul>
3項 組成及び成分情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質の種類、又は混合物の場合、成分及び含有率</li> <li>影響の大きい成分の確認など</li> </ul>
4項 応急措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>経路(吸入、皮膚、眼、経口)別に、初歩的な応急措置対応を確認(吸入、皮膚接触、眼接触、経口摂取が起こる状況や場面も想定する)</li> <li>医療機関へ連れていくべき緊急度合い</li> <li>重要な症状、遅発性の症状</li> <li>応急措置を行う者への二次被害の可能性と予防策</li> <li>解毒剤や医薬品の有無</li> </ul>
5項 火災時の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な消火剤、使ってはいけない消火剤</li> <li>消火剤として水の使用の可否</li> <li>火災時に爆発や有毒ガスの発生等の可能性と予防策</li> <li>保護具やその他必要な対策</li> </ul>
6項 漏洩時の措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>漏洩時の重要な危険性</li> <li>有害性(火災爆発、労働者や近隣住民への影響等)</li> <li>被害を大きくしないための必要な対応および注意事項</li> <li>漏洩物の回収方法。</li> </ul>
7項 取り扱い及び保管上の注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災爆発を防止する対策</li> <li>健康被害を防止する対策</li> </ul>

項目	わかること
8項 ばく露防止及び保護措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理濃度、許容濃度(将来的には濃度基準値を確認することとなる)</li> <li>換気設備、保護具</li> </ul>
9項 物理的及び化学的性質	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災爆発につながる可能性(引火点、自然発火点、爆発範囲など)</li> <li>取り扱い中に物質の状態が変わり得るかどうか(融点、沸点)</li> <li>蒸発しやすさ</li> <li>蒸気密度(空気より下方に停留するかどうか)</li> <li>粒子径(粒子径が小さいと、粉塵爆発の可能性や吸入による健康影響が大きい)</li> <li>注)混合物のSDSには、主要成分の引火点や燃焼下限界のみ掲載されている場合がある</li> <li>混合物になると個々の物質の成分の引火点よりも低い引火点を示す場合もある</li> </ul>
10項 安全性及び反応性	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災爆発につながる可能性</li> <li>条件によって起こり得る特有の危険な反応</li> <li>避けるべき条件</li> <li>混触危険物</li> <li>火災時等の分解生成物</li> </ul>
11項 有害性情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>各成分の毒性値、有害性情報の詳細</li> <li>健康への悪影響(発がん性、生殖毒性など)を起こしうる経路(吸入、経口、経皮のいずれであるか)</li> <li>注)混合物のSDSには、成分ごとの健康有害性情報が記載されていないものもある</li> </ul>
15項 適用法令	<ul style="list-style-type: none"> <li>火災爆発等につながる法令(消防法、高圧ガス保安法、火薬類取締法)の有無</li> <li>健康への悪影響が推定できる法令(安衛法、毒劇法、農薬取締法など)の有無</li> </ul>

# GHSラベル例： 何をどう理解すべきか？

		① (化学品特定名)	② (会社名・連絡先)
メタノール	国連番号 1230	国連GHS株式会社	
メチルアルコール(100%)	CAS No. 67-56-1	ジュネーブ、平和通り	Tel. 41 22 917 00 00
		スイス	Fax. 41 22 917 00 00
危険		③ (注意喚起語)	⑥ (注意書き)
		④ (絵表示)	
引火性の高い液体および蒸気 飲み込むと有害のおそれ 重篤な眼への刺激 生殖能または胎児への悪影響のおそれ 臓器(中枢神経系、視覚器、全身毒性)の障害 呼吸器への刺激のおそれ 眠気およびめまいのおそれ 長期にわたるまたは反復ばく露による臓器(中枢神経系、 視覚器)の障害		⑤ (危険有害性情報)	取り扱い注意 ・ すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと ・ この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと ・ 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙 ・ 静電気放電に対する予防措置を講ずること ・ 保護手袋および保護眼鏡/保護面を着用すること ・ 屋外または換気の良い区域でのみ使用すること ・ ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと ・ 取扱い後はよく手を洗うこと ・ ばく露またはその懸念がある場合、医師の診断/手当てを受けること ・ 容器を密閉し、施設して涼しい所/換気の良いところで保管すること ・ 内容物/容器を規則に従って廃棄すること
			火気厳禁 第四類引火性液体 アルコール類 水溶性液体 危険等級II <b>医薬用外劇物</b>
			⑦ (国内関連法規)

ラベルで最も重要な情報は、

⑤ 危険有害性情報！

ここには物質（製品）の持つすべての危険性・有害性が記載されている

これらの文言はGHS分類の区分と対応しており、削除したり改変してはならない

➡ 法第57条（表示等） 罰則付き

# 労働者が理解すべきはラベルの内容！ SDS ではない！

労働者は

- ⑤ 危険性・有害性（ハザード）を理解し、
- ⑥ 注意書きに従って行動することで自らリスクを低減することができる



労働者の協力無しで事業者が安全で健康な職場を作ることは不可能である

## ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

- 労働安全衛生法(安衛法)に基づくラベル表示、安全データシート(SDS)等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質(**リスクアセスメント対象物**※)に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加する。
- 2022(令和4)年2月公布の労働安全衛生法施行令(安衛令)改正では、国によるGHS分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリーで比較的強い有害性が確認された234物質がラベル表示等の義務対象に追加された。ただし、2024(令和6)年4月1日時点で現存するものには、2025(令和7)年3月31日までの間、安衛法第57条第1項のラベル表示義務の規定は適用されない。
- 今後のラベル・SDS義務対象への追加候補物質は、(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センターのウェブサイトにCAS登録番号付きで公開されている。

[https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken\\_report.html](https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html)

※ リスクアセスメント対象物:

労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質





## ラベル表示・SDS交付義務対象物質の増加スケジュール

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
ラベル表示・SDS交付義務化	234 物質	641 物質	779 物質

急性毒性、生殖細胞変異原性、発がん性、生殖毒性のいずれかが区分1

左記以外のいずれかが区分1

区分1となる有害性区分なし

この他に政府は毎年50～100物質について分類を行い、順次ラベル表示・SDS交付を義務化する予定。モデルラベル、モデルSDSの公表も行う。

**ラベル、SDS、リスクアセスメントに義務がかかる物質数が、現在の896から、2026年4月には2,316になる。**

# リスクアセスメント対象物一覧の所在

労働安全衛生総合研究ホームページ 公開

[https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken\\_report.html](https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html)

## R6.04.01施行分

◆ 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト (R6.4 施行分)  
(2022.2.24更新)

▼ Excelファイルダウンロード

労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト (R6) ダウンロード (Excel)

「労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト (R6)」 (クリックで開く) ▼

## R7.04.01施行分 R8.04.01施行分

◆ 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト (R7.4施行分、R8.4施行分) (2023.11.9更新) (2024年8月1日:一部の項番号を修正したファイルに更新)

▼ Excelファイルダウンロード

労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS交付の義務化対象物質リスト (R7、R8) ダウンロード (Excel)  
(2024年8月1日:ブチルアルデヒドの項番号を「1829」→「1729」に修正しました。)

(注1) 令和5年11月9日 労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準 (令和5年厚生労働省告示第304号) の公布に伴いリストを更新しました。

(注2) このExcelファイルには、

- 令和7年4月1日施行分
  - 令和8年4月1日施行分
- の2つのシートがありますのでご注意ください。

(注3) 令和7年4月1日施行分のシートに記載されている物質には、令和7年3月31日以前からラベル表示・SDS交付等の義務対象物質となっているものが含まれます。



# 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新

SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」を、定期的に確認し、変更があるときは更新しなければならない。更新した場合は、SDS通知先に、変更内容を通知しなければならない。

※ 現在SDS交付が努力義務となっている安衛則第24条の15の特定危険有害化学物質等についても、同様の更新と通知が努力義務となる。

5年以内ごとに1回、記載内容の変更の要否を確認

変更があるときは、確認後1年以内に更新

変更をしたときは、SDS通知先に対し、変更内容を通知

初回は施行日から  
起算して5年以内  
(令和10年3月31日)

## SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化

- SDSの通知事項に新たに「(譲渡提供時に) **想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加される。
- 「貯蔵又は取扱い上の注意」の項目に「**保護具の種類**」を記載すること。(令和4年通達0531)  
(記載例については、日化協の省令改正に対応したSDS記載例(R4)を参照)
- SDSの通知事項である、成分の含有量の記載についての改正(則第34条の2の6)

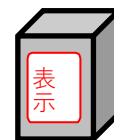


# 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

安衛法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられている。

化学物質(ラベル表示対象物)について、譲渡・提供時以外も、以下の場合にはラベル表示・文書の交付その他の方法(掲示、一覧表、ディスクなど)で、内容物の名称やその危険性・有害性情報を伝達しなければならない。

- ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
- 自ら製造したラベル表示対象物を、容器に入れて保管する場合



最低限：当該物の  
①名称、②人体に及ぼす作用の2つを明示する。

## 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大

安衛法第31条の2の規定で、化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の仕事を外注する注文者は、請負人の労働者の労働災害を防止するため、化学物質の危険性と有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書を交付しなければならないとされており、この措置の対象となる設備の範囲を拡大する。

・化学設備(危険物製造・取扱設備)  
・特定化学設備(特定第2類物質・第3類物質製造・取扱設備)

対象拡大

左記に加え、  
通知対象物(労働者に危険・健康障害を生じるおそれのある物質)の製造・取扱設備



Chemi

# 事業者が実施すること(「職場の化学物質管理 ケミサポ」より)

## STEP 1 取り扱い化学物質を把握しましょう

- 1-1. こんな製品や化学物質を使っていますか？
- 1-2. 取扱い物質をリストアップ
- 1-3. リスクアセスメント対象物に該当するか確認
- 1-4. その他の確認すべきこと

## STEP 2 体制の整備

- 2-1. 化学物質管理者の選任
- 2-2. 保護具着用管理責任者の選任
- 2-3. 社内の周知・啓発

## STEP 3 リスクアセスメントの実施

## STEP 4 その他の4つのポイントを確認

- 4-1. 労働者への教育
- 4-2. ラベル表示、SDS交付
- 4-3. がん原性物質への対応
- 4-4. 有害性等の表示
- 4-5. 労働災害時の対応

(法令順守)

トップダウン



(自律的管理)

ボトムアップ

安全文化の醸成

化学物質管理者がキーマン

従来の法令では危険性・有害性に関する情報伝達及びリスクアセスメントが十分に規定され、教育されてこなかった。これを担当・管理するために化学物質管理者の選任が規定された。



# 化学物質管理者の選任の義務化

## (1) 選任が必要な事業場

リスクアセスメント対象物を製造し、取り扱い、または譲渡・提供をする事業場(業種・規模要件なし)

- ・ 個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場毎に化学物質管理者を選任(出張先は不要)
- ・ 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外
- ・ 事業者は化学物質管理者に職務遂行の権限を与え、氏名を周知(腕章、帽子等可)しなければならない
- ・ 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能

## (2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門講習(事業場内教育可)の修了者
リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場	資格要件なし(専門的講習等の受講を推奨)

安衛則第12条の5第3項第2号イの「化学物質管理者講習を修了した者と同等以上の能力を有すると認められる者」には、以下の①から③までのいずれかに該当する者が含まれること。

- ① 本告示の適用前に本告示の規定により実施された講習を受講した者
- ② 法第83条第1項の労働衛生コンサルタント試験(試験の区分が労働衛生工学であるものに限る。)に合格し、法第84条第1項の登録を受けた者
- ③ 専門家告示(安衛則等)及び専門家告示(粉じん則)で規定する化学物質管理専門家の要件に該当する者

(令和5年7月14日基発714第8号)

## 化学物質管理者の選任の義務化（続き）

### (3) 職務 （下記の業務を管理すること、必ずしも自ら業務を行う必要は無い）

次に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項の管理

- ・ ラベル・SDS（安全データシート）の確認・作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- ・ 化学物質に係るリスクアセスメントの実施の管理
- ・ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- ・ リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応
- ・ 化学物質の自律的な管理に係る各種記録の作成・保存

リスクアセスメントの結果、リスクアセスメントに基づく措置、ばく露の低減措置の内容及び労働者のばく露の状況等についての労働者の意見聴取、記録の作成、保存：**1年を超えないごとに1回**

- ・ 化学物質の自律的な管理に係る労働者への教育

# 保護具着用管理責任者の選任の義務化

## (1) 選任が必要な事業場

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場事業者は保護具着用管理責任者に職務遂行の権限を与え、氏名を掲示(腕章、帽子等可)しなければならない

## (2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力有する者

### (2) 選任要件

- ① 化学物質管理専門家
- ② 作業環境管理専門家
- ③ 労働衛生コンサルタント
- ④ 第1種衛生管理者又は衛生工学衛生管理者
- ⑤ 作業主任者
- ⑥ 安全衛生推進者

## (3) 職務

保護具の適正な選択、労働者の保護具の適正な使用、保護具の保守管理に関する事(防じんマスク、防毒マスク、防護手袋等に関する通達参照)

※ 教育カリキュラムを受講したもの

# 皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

皮膚・眼刺激性、皮膚腐食性または皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質とその物質を含有する製剤(皮膚等障害化学物質等)を製造し、または取り扱う業務に労働者を従事させる場合には、その物質の有害性に応じて労働者に障害等防止用保護具を使用させなければならない。

- ① 健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質(皮膚腐食性/刺激性、眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性、呼吸器感作性又は皮膚感作性のいずれかで区分1(約800物質))を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者
  - ★皮膚吸収性有害物質—296物質(基発0704第1号 令和5年7月4日)
  - ▶ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋又は履物等適切な保護具の使用
- ② 健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質を製造し、または取り扱う業務に従事する労働者(①の労働者を除く)
  - ▶ 保護眼鏡、保護衣、保護手袋または履物等適切な保護具の使用

# 皮膚等障害化学物質及び特別規則に基づく 不浸透性の保護具等の使用義務物質



①特別規則対象物質(従来の保護具着用義務)		
②皮膚刺激性有害物質 744物質	②かつ③ 124物質	③皮膚吸収性有害物質 196物質

皮膚等障害化学物質 1,064物質が新たに保護具の着用が義務化

物質リストの所在：[mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121\\_00005.html](http://mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)

最下段の「皮膚障害等防止保護具の選定マニュアル(令和5年11月)」

構造分類番号	CAS登録番号	物質名称	材質 厚さ (mm) (右) 濃度 (%)	ニトリルゴム	天然ゴム	ネオプレンゴム	ブチルゴム	PVA (赤ビニルアル)	フルオロエラスト マー	LLDPE	ネオプレンゴム /天然ゴム	ニトリルゴム /ネオプレンゴム	PVC (赤塩化ビニル) /ニトリルゴム
				0.2	0.23	0.18	0.35	N.A.	0.3	0.062	0.68 (※付: 0.7)	0.2 (※付: 0.38)	N.A.
0	111-96-6	ジエチレングリコールジメチルエーテル	100	×	×	×	○	○	○	○	△	×	△
0	431-03-8	ジアセチル	100	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×
0	431-03-8	ジアセチル	100	×	×	×	○	○	○	○	×	×	×
0	693-13-0	1, 3 -ジイソプロピルカルボジミド	100	△	×	×	△	×	○	×	×	△	×
0	75-59-2	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド	100	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
0	78-94-4	メチルピニルケトン	100	×	×	×	○	○	○	○	△	×	△
0	814-78-8	3-Methyl-3-buten-2-one	100	×	×	×	×	○	○	○	×	×	△
120	107-02-8	アクロレイン	100	×	×	×	○	×	○	○	△	×	×
120	107-22-2	グリオキサール	100	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○

# 事業者が実施すること(「職場の化学物質管理 ケミサポ」より)

## STEP 1 取り扱い化学物質を把握しましょう

- 1-1. こんな製品や化学物質を使っていますか？
- 1-2. 取扱い物質をリストアップ
- 1-3. リスクアセスメント対象物に該当するか確認
- 1-4. その他の確認すべきこと

## STEP 2 体制の整備

- 2-1. 化学物質管理者の選任
- 2-2. 保護具着用管理責任者の選任
- 2-3. 社内の周知・啓発

## STEP 3 リスクアセスメントの実施

## STEP 4 その他の4つのポイントを確認

- 4-1. 労働者への教育
- 4-2. ラベル表示、SDS交付
- 4-3. がん原性物質への対応
- 4-4. 有害性等の表示
- 4-5. 労働災害時の対応

# リスクアセスメントの実施時期(平成28年指針どおり)

## (1) 法令上の実施義務

- 化学物質等を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき
- 化学物質等を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき
- 化学物質等による危険性又は有害性等についての情報に変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき

## (2) 指針による実施努力義務

- 化学物質等に係る労働災害が発生した場合であって、過去のリスクアセスメント等の内容に問題がある場合
- 前回のリスクアセスメント等から一定の期間が経過し、化学物質等に係る機械設備等の経年による劣化、労働者の入れ替わり等に伴う労働者の安全衛生に係る知識経験の変化、新たな安全衛生に係る知見の集積等があった場合
- すでに製造し、又は取り扱っていた物質がリスクアセスメントの対象物質として新たに追加された場合など、当該化学物質等を製造し、又は取り扱う業務について過去にリスクアセスメント等を実施したことがない場合

従来から取り扱っている物質を従来どおりの方法で取り扱う場合は、リスクアセスメントの対象にならない(全物質のリスクアセスメントを推奨)



# リスクアセスメント手法の例

	手 法	備 考
濃度測定なし	数理モデル(CREATE-SIMPLE等)(有害性・危険性)	取扱い条件(取扱量、含有率、換気条件、作業時間・頻度、保護具の有無等)から推定したばく露濃度とばく露限界値(又はGHS区分情報)を比較する方法。
	コントロール・バンディング(有害性)	化学物質の有害性情報、取扱い物質の揮発性・飛散性、取扱量から簡単にリスクの見積もりが可能。
	爆発・火災等のリスクアセスメントスクリーニング支援ツール(危険性)	化学物質や作業に潜む代表的な危険性やリスクを簡便に「知る」ことに着目した支援ツール。化学物質の危険性に関する基本的な内容に加え、代表的なリスク低減対策についても整理されている。
	マトリクス法、数値化法等(危険性・有害性)	負傷又は疾病の重篤度とそれらが起きる可能性を勘案して行うリスクアセスメント。定性的な評価なので実施者の経験が重要。
	特別規則で規定されている具体的な措置に準じた方法	特別規則で定められている措置を実行することで良しとするリスクアセスメント。
	業界のマニュアル等に従った方法	業界のマニュアル等に従った作業手順や対策を実行すれば良しとするリスクアセスメント。事業場ごとの状況を考慮する必要がある。
濃度測定あり	簡易測定(検知管)(有害性)	簡易な化学物質の気中濃度測定法のひとつである検知管を用いたリスクの見積り。
	簡易測定(リアルタイムモニター)(有害性)	簡易な化学物質の気中濃度測定法のひとつであるリアルタイムモニターを用いたリスクの見積り。
	個人ばく露測定(有害性)	濃度基準値やばく露限界値と個人ばく露濃度の比較により評価する。最も信頼できるリスクの見積り。
	作業環境測定(有害性)	作業環境測定法(A・B測定、C・D測定)を用いたリスクの見積り。 <sup>52</sup>

# リスクアセスメントに関する情報検索

## ● 職場のあんぜんサイト

### リスクアセスメント支援ツール

[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm#h2\\_2](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07.htm#h2_2)

- ➡ コントロール・バンディング
- ➡ 爆発・火災等のリスクアセスメントのためのスクリーニング支援ツール
- ➡ 作業別モデル対策シート
- ➡ CREATE-SIMPLE
- ➡ 検知管を用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック
- ➡ リアルタイムモニターを用いた化学物質のリスクアセスメントガイドブック
- ➡ 業種別のリスクアセスメントシート



# リスクアセスメント対象物と リスクアセスメント対象物以外の物質

## 【リスクアセスメント対象物以外の物質（努力義務）】

- 法第28条の2に基づくリスクアセスメントを実施
- 則第577条の3に基づく対応 ➡ばく露を最小限度にするよう努めなければならない
- リスクアセスメント指針に基づいた対応を推奨（リスクアセスメント指針:12 その他）
  - ➡ 危険有害性を有する全ての化学品は努力義務対象
- 消費者用製品でも、“業務用洗剤等のように業務に使用することが想定されている製品は義務対象”とあるが、見極めは簡単ではない！一業務で使用すれば対象

 **労働災害が起きたときの責任は同じ!?**

# リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

## (1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

① 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にしなければならない。

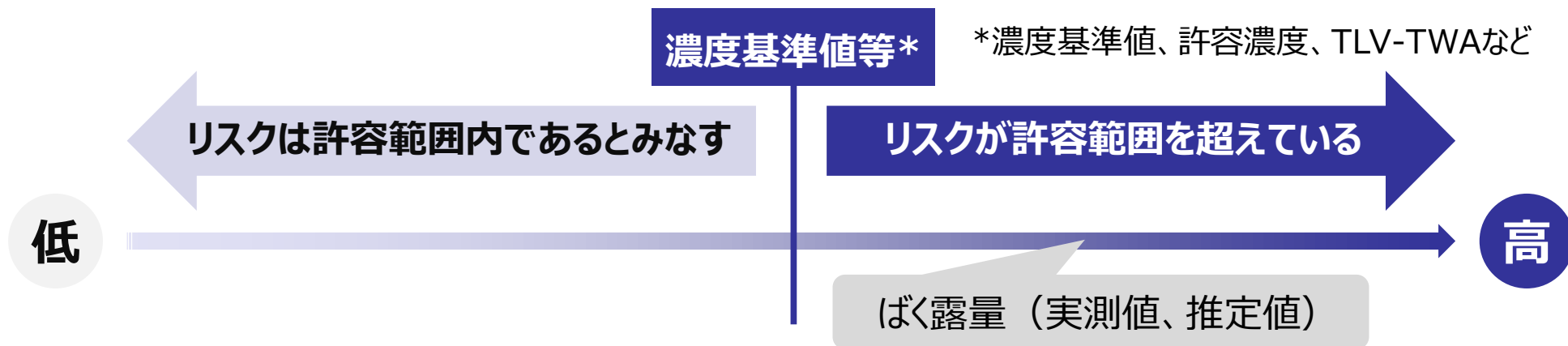
- i 代替物等を使用する
- ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する
- iii 作業の方法を改善する
- iv 有効な呼吸用保護具を使用する

② リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで、労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として

厚生労働大臣が定める物質(濃度基準値設定物質)は、労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準(濃度基準値)以下としなければならない。

施行予定	2024年	2025年	2026年	2027年以降
濃度基準値の設定	67 物質	119物質	179 物質	約390 物質

# 吸入ばく露におけるリスクの考え方



濃度基準値は無害と有害の境界か？

一般に、ばく露限界値には安全係数が見込まれているので、これを境界としてリスクの判定を行うことが可能となっている。

ただし、発がん性に関しては社会的に容認できるリスク(過剰発がんリスク等)が指標となる。

## ★管理濃度との違い

実際は、濃度基準値、ばく露限界値、管理濃度等は技術的な制約、社会的な要請等も勘案して決定される。

# 事業者が実施すること(「職場の化学物質管理 ケミサポ」より)

## STEP 1 取り扱い化学物質を把握しましょう

- 1-1. こんな製品や化学物質を使っていますか？
- 1-2. 取扱い物質をリストアップ
- 1-3. リスクアセスメント対象物に該当するか確認
- 1-4. その他の確認すべきこと

## STEP 2 体制の整備

- 2-1. 化学物質管理者の選任
- 2-2. 保護具着用管理責任者の選任
- 2-3. 社内の周知・啓発

## STEP 3 リスクアセスメントの実施

## STEP 4 その他の4つのポイントを確認

- 4-1. 労働者への教育
- 4-2. ラベル表示、SDS交付
- 4-3. がん原性物質への対応
- 4-4. 有害性等の表示
- 4-5. 労働災害時の対応

# がん等の遅発性疾病の把握強化

化学物質を製造し、または取り扱う同一事業場で、**1年以内に複数の労働者が同種のがん**に罹患したことを把握(労働者の自発的な申告や休職手続き等による)したときは、その罹患が業務に起因する可能性について医師の意見を聴かなければならない。

また、医師がその罹患が業務によるものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、その労働者の従事業務の内容等を、**所轄都道府県労働局長に報告**しなければならない。

## リスクアセスメント結果等に関する記録の作成と保存

リスクアセスメント対象物のうち、がん原性物質を製造し、または取り扱う業務を行う場合は(臨時の取扱いは除く)、その業務の作業歴を記録、**30年間保存**しなければならない。





## がん原性物質の作業及び健診の記録保存

がん原性物質の作業記録及び健康診断結果の記録30年間保存の義務はどのように担保されるか、どこがどのように保存が可能か—  
**未定**（2024年度検討が始まった）

義務は事業者、記録は労働者個人のもの

# リスクアセスメント手法の例

	手 法	備 考
濃度測定なし	数理モデル(CREATE-SIMPLE等)(有害性・危険性)	取扱い条件(取扱量、含有率、換気条件、作業時間・頻度、保護具の有無等)から推定したばく露濃度とばく露限界値(又はGHS区分情報)を比較する方法。
	コントロール・バンディング(有害性)	化学物質の有害性情報、取扱い物質の揮発性・飛散性、取扱量から簡単にリスクの見積もりが可能。
	爆発・火災等のリスクアセスメントスクリーニング支援ツール(危険性)	化学物質や作業に潜む代表的な危険性やリスクを簡便に「知る」ことに着目した支援ツール。化学物質の危険性に関する基本的な内容に加え、代表的なリスク低減対策についても整理されている。
	マトリクス法、数値化法等(危険性・有害性)	負傷又は疾病の重篤度とそれらが起きる可能性を勘案して行うリスクアセスメント。定性的な評価なので実施者の経験が重要。
	特別規則で規定されている具体的な措置に準じた方法	特別規則で定められている措置を実行することで良しとするリスクアセスメント。
	<b>業界のマニュアル等に従った方法</b>	<b>業界のマニュアル等に従った作業手順や対策を実行すれば良しとするリスクアセスメント。事業場ごとの状況を考慮する必要がある。</b>
濃度測定あり	簡易測定(検知管)(有害性)	簡易な化学物質の気中濃度測定法のひとつである検知管を用いたリスクの見積り。
	簡易測定(リアルタイムモニター)(有害性)	簡易な化学物質の気中濃度測定法のひとつであるリアルタイムモニターを用いたリスクの見積り。
	個人ばく露測定(有害性)	濃度基準値やばく露限界値と個人ばく露濃度の比較により評価する。最も信頼できるリスクの見積り。
	作業環境測定(有害性)	作業環境測定法(A・B測定、C・D測定)を用いたリスクの見積り。 <sup>60</sup>

# 化学になじみのない事業者や中小企業における化学物質管理促進の 必要性

- ✓ 化学物質による健康障害は化学工業の他、食料品製造業や清掃・と畜業、飲食店、その他幅広い業種で発生。
- ✓ 今後は化学物質管理体制が脆弱と考えられる事業場(特に中小規模の事業場)においても、化学物質管理者が適切にリスクアセスメントを実施し、それに基づく対策を実施できるようにならなければならない。
- ✓ 一方、**毎回異なる環境(=作業条件が異なる)**で作業を行う場合、個別のリスクアセスメントが難しい実態もある。
- ✓ 指針※<sup>1,2</sup>では、**毎回異なる環境**で作業を行う場合については、典型的な作業に関するリスク低減措置を定めたマニュアルを使用することで、作業ごとにばく露濃度を測定することなく、リスクアセスメント及びリスク低減措置を実施することができることを定めている。

※1：化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針(平成27年9月18日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号(令和5年4月27日危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第4号による改正後))

※2：化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針(令和5年4月27日技術上の指針公示第24号)

## 建設業における新たな化学物質管理とは

新たな化学物質の自律的管理は、すべての規模、業種の事業者の義務とされています。

### ○建設業者に求められる取組み

- ・化学物質管理者、保護具着用管理責任者を選任する
- ・リスクアセスメント対象物について労働者のばく露濃度を最小限度にする
- ・濃度基準値が設定されている物質について労働者のばく露濃度を基準値以下にする
- ・リスクアセスメント結果とばく露濃度低減措置の内容を労働者に周知するとともに記録を作成、保存する
- ・皮膚等障害化学物質等への直接接触（使用手袋の透過によるものを含む）を防止する
- ・化学物質はく露低減措置、リスクアセスメントの結果事業者がばく露低減措置の一環として実施した健康診断の結果、措置に関する事項等を衛生委員会等に付議する

## 建設業における化学物質取扱いリスク管理マニュアル

### 1.マニュアルについて

新しい化学物質管理の自律的管理の考え方によって、実際の建設作業現場における典型的な作業を洗い出し、労働者のばく露濃度を測定・分析し、ばく露濃度分析結果の評価、有効なばく露濃度低減措置の検討結果を踏まえた典型的な作業に対するリスク管理マニュアルの作成を行いました。

### 2.マニュアル・参考資料

#### (1)マニュアルの種類

6種類の作業に対するリスク管理マニュアルを作成しました。下記のファイルはご自由に利用できます。

#### [Excel版]

- ①セメント系粉体取扱い作業リスク管理マニュアル[Excel] [2MB]
- ②スラリー状のコンクリートを使用する作業リスク管理マニュアル[Excel] [2MB]
- ③ドア塗装等有機溶剤取扱い作業リスク管理マニュアル[Excel] [3MB]
- ④防水等有機溶剤取扱い作業リスク管理マニュアル[Excel] [3MB]
- ⑤シーリング等有機溶剤取扱い作業リスク管理マニュアル[Excel] [3MB]
- ⑥接着（長尺シート等）作業リスク管理マニュアル[Excel] [3MB]

#### [PDF版]

- ①セメント系粉体取扱い作業リスク管理マニュアル[PDF] [833KB]
- ②スラリー状のコンクリートを使用する作業リスク管理マニュアル[PDF] [3MB]
- ③ドア塗装等有機溶剤取扱い作業リスク管理マニュアル[PDF] [2MB]
- ④防水等有機溶剤取扱い作業リスク管理マニュアル[PDF] [2MB]
- ⑤シーリング等有機溶剤取扱い作業リスク管理マニュアル[PDF] [997KB]
- ⑥接着（長尺シート等）作業リスク管理マニュアル[PDF] [3MB]

# 建災防HPより

- ①セメント系粉体取扱い作業
- ②スラリー状のコンクリートを使用する作業
- ③ドア塗装等有機溶剤取扱い作業
- ④防水等有機溶剤取扱い作業
- ⑤シーリング等有機溶剤取扱い作業
- ⑥接着（長尺シート等）作業



# セメント系粉体取扱い作業 リスク管理マニュアル (2024年6月版)

本マニュアルは、厚生労働省令和6年5月8日技術上の指針公示第26号「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」2-2-1-(4)に記載されている「建設作業等、毎回異なる環境で作業を行う場合については、典型的な作業を洗い出し、あらかじめ当該作業において労働者がばく露される物質の濃度を測定し、その測定結果に基づく有効な呼吸用保護具の使用等を行うことを定めたマニュアル」です。


本マニュアルにより、

1. 作業ごとに労働者がばく露される物質の濃度を測定することなくその作業におけるリスクアセスメントを実施できること
2. 定められた措置を適切に実施することで、その作業において、リスク低減措置を実施することができること

となります。

本マニュアルの作成に当たっては、建設労務安全研究会の協力を得て、建設業における代表的な化学物質取り扱い作業を特定の上、建設業労働災害防止協会が、労働安全衛生総合研究所等の協力により、現場でのばく露測定調査を実施し、これらの作業におけるばく露実態を踏まえた労働安全衛生規則第577条の2第1項に定める有効な呼吸用保護具の使用を示しました。



 建設業労働災害防止協会 (略称: 建災防)



本マニュアルは、厚生労働省令和6年5月8日技術上の指針公示第26号「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」2-2-1-(4)に記載されている「建設作業等、毎回異なる環境で作業を行う場合については、**典型的な作業**を洗い出し、あらかじめ当該作業において労働者がばく露される物質の濃度を測定し、その測定結果に基づく有効な呼吸用保護具の使用等を行うことを定めたマニュアル」です。

本マニュアルにより、

1. 作業ごとに労働者がばく露される**物質の濃度を測定することなく**その作業におけるリスクアセスメントを実施できること
2. **定められた措置**を適切に実施することで、その作業において、**リスク低減措置を実施することができる**こと

本マニュアルの作成に当たっては、建設労務安全研究会の協力を得て、建設業における代表的な化学物質取り扱い作業を特定の上、建設業労働災害防止協会が、労働安全衛生総合研究所等の協力により、現場でのばく露測定調査を実施し、これらの作業におけるばく露実態を踏まえた労働安全衛生規則第577条の2第1項に定める有効な呼吸用保護具の使用を示しました。

## 作成中の洗剤関連の業種別マニュアル(予定)

- ◆ 食品製造業における製造・加工設備の洗浄
- ◆ 食品製造業における釜への苛性ソーダなどの投入による洗浄
- ◆ 飲食店における洗浄
  
- ◆ ビルメンテナンス業におけるトイレ洗浄
- ◆ ビルメンテナンス業におけるシンク洗浄
- ◆ ビルメンテナンス業におけるポリッシャーでの床洗浄
- ◆ ビルメンテナンス業におけるカーペットのシミ抜き
- ◆ ビルメンテナンス業における洗剤の希釈・小分け作業

# 厚労省Q&Aサイト

化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001092416.pdf>

化学物質対策に関するQ&A（ラベル・SDS）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11237.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html)

化学物質対策に関するQ&A（リスクアセスメント関係）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11389.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11389.html)

リスクアセスメント対象物健康診断に関するQ&A

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001181772.pdf>





## デジタルブックのご紹介

### シリーズ:働く人の化学物質管理ABC

文系だから化学物質のことがよくわからない…?理系だから法律の知識がない…?

でも自分は化学物質を使っている!従業員が化学物質を使っている!化学物質管理者になる!という方向けに、職場で化学物質を使うときに知っておきたいことをまとめてデジタルブックにしました。「デジタルブックを見る」をクリックしてください。

化学物質管理が初めての方、自信がない方も、自習や社内教育などにご活用ください。



デジタルブックの使い方は、デジタルブックを開いてから画面右上の「?」マークをクリックしてヘルプ表示を見てね!

<https://cheminfo.johas.go.jp/useful/index.html>

